

犯罪被害者支援弁護士制度検討会（第1回）

議事要旨

1 日時

令和2年7月29日（水） 午前10時30分～午後零時10分

2 場所

法務省1階東京保護観察所会議室

3 議題

- (1) 会議の進め方等について
- (2) 日本弁護士連合会における犯罪被害者法律援助への取組みについて
- (3) 意見交換

4 議事等

- (1) 会議の進め方等について

本検討会の議事の公開等について協議が行われ、議事は非公開とするが、議事の内容については、国民の関心が高いテーマであることから、適切な形で議事要旨を作成し、個別の事件に係る内容など公表することが適切でないものを除いて公開することとされた。

- (2) 日本弁護士連合会における犯罪被害者法律援助への取組みについて

ア 長谷川桂子委員から、資料2-1に基づき、以下のとおり、弁護士による犯罪被害者支援について説明があった。

○ 弁護士の仕事

弁護士の仕事は、弁護士法第3条に規定されており、要するに、法律事務である。この法律事務については、二つのキーワード、「法律相談と受任」でイメージできる。法律相談では、法律的な説明や助言等を行い、受任では、代理人や弁護人となって、本人に代わって交渉や裁判、手続をする。

○ 弁護士による犯罪被害者支援

犯罪被害に遭うと、命を奪われたり、体を傷つけられたり、性的な暴力を受けたり、財産を盗まれたり、犯罪それ自体による直接の被害を受けるが、それだけでなく、被害をきっかけに、様々な精神上、身体上、経済上、生活上の困難を抱える。刑事手続にも巻き込まれていく。そのような被害者が求めるものは、例えば、加害者の処罰、加害者の反省・謝罪、再被害の防止、刑事手続への関与のような刑事案件に関するものもあれば、真相の解明、被害回復、損害賠償、生活上の困難の解消というものもある。

これに対し、弁護士は法律相談や受任などで支援を行う。犯罪被害者の支援の場合は、時期に応じて様々な問題が生じるため、継続的な法律相談による支援が

重要な位置を占める。

法律相談では、一つ一つの問題に即し、相談者の権利義務や制度について、取り得る選択肢、そのメリット・デメリットを説明し、どう考えたらよいのか、どう対処したらよいかを助言し、相談者の方針決定をサポートする。刑事手続に進むのか、示談に応じるのか、刑事裁判に参加するのかと、いろいろな場面があり、状況が動けば、改めて説明や助言が必要になることもある。被害者の気持ちが揺れ動くことも多く、何度も意向を確認しながら進める。

例えば、御両親が殺人事件で亡くなった場合、弁護士がメディアスクラムへの対応窓口となったり、相続手続を進めて預金を引き出せるようにしたり、残された家族が子供の場合、未成年後見人の選任手続・親権者指定の手続をしたり、事件現場が賃貸マンションだった場合、原状回復などについて大家と交渉したり、生活保護の受給に同行したり、加害者への損害賠償請求を受任したりという支援がある。

マスコミ対応をなぜ弁護士かと言うと、本人、家族が対応すると、それが取材の場になるおそれがあり、警察は、報道の自由との関係でマスコミ対応は難しいためである。弁護士が被害者のプライバシー権や平穏な生活を守る権利などを根拠として、代理人として申出を行ったり、窓口となることで成果を上げている。

刑事弁護人との対応も重要であり、法律相談で事前に方針を決め、代理人となって被害者の意向に沿った交渉を進めることができる。被害者のほとんどは、それまで刑事手続とは無縁で、制度等を知らなかつたため後悔を残すと回復にも影響があるため、制度、手続への関わり方についての法律相談や受任は、重要である。

例えば、自宅で性暴力被害を受けた場合、被害届を出すのか・告訴をするのかの選択や証拠の提出についてアドバイスをすることもある。本人の精神的・身体的な負担から、弁護士が代理人として捜査機関と連絡をする必要があつたり、犯人の弁護人からの示談の話に対応する必要があつたりもする。加害者が判明していれば、接見禁止・転居・謝罪という点での対応も必要となる。

○ 犯罪被害者の刑事裁判への関わり

刑事事件にどう関わりたいかというの、人により様々で濃淡がある。

刑事手続は、大きく分けて、捜査段階、公判段階、判決確定後の三つの段階があり、それぞれの段階に多数の選択肢があるが、被害者が多数の選択肢から何をどうすべきかを自分のニーズに合わせて選択するのは困難である。弁護士が支援に入ることで、被害者参加弁護士制度を利用したり、刑事裁判の進捗状況を検察官に確認できたりした実例もある。

イ 黒井新委員から、資料2-2に基づき、以下のとおり、日本弁護士連合会における犯罪被害者法律援助への取組について説明があった。

○ 日弁連の犯罪被害者法律援助事業の概要

日弁連では、毎月会員から特別会費を集め、それにより犯罪被害者法律援助等の援助事業を行っている。援助事業の事務については法テラスに委託している。

被害者参加については、国選の被害者参加弁護士制度があり、損害賠償命令や民事訴訟については、民事法律扶助という公的援助を受けることができる。

一方で、捜査段階の被害者に対する支援等については、依然として公費による援助の制度がない。日弁連は、この不足部分について、会費で援助事業を実施している。

犯罪被害者法律援助事業の申込件数については、2008年度は380件程度だったが、2018年度には1,600件となり、2019年度は1,700件程度となった。日弁連の被害者支援委員会は、全国で体制を整備し、この援助事業を実施し、ほぼ毎年、ほぼ全国47都道府県での利用実績をあげている。

犯罪被害者法律援助事業において対象となる弁護士の活動は、被害届の提出、告訴・告発、取材が殺到したような場合のマスコミ対応、検察審査会への申立て、犯人側弁護人からの示談の申入れへの対応、公判進行時の検察官との協議への同行、心情に関する意見陳述の支援などがある。

対象となる被害者の範囲は、生命・身体・自由又は性的自由に対する犯罪、配偶者暴力、ストーカーの被害に遭った被害者本人と親族、遺族である。窃盗や詐欺等の財産犯は原則除いている。限られた予算との関係で対象事件を絞っている。

この援助事業では、被害者から電話相談や支援センターを通した相談を受け付けたり、東京であれば警視庁・検察庁から被害者の紹介を受けて相談を受け付けている。相談を受け付けた際に弁護士による支援が必要であり、被害者の希望がある場合には、日弁連の援助事業のセンターへ申し込み、審査を経て、援助開始の決定が出る。援助事業の内容として、法律相談援助と代理援助と二つがあり、ほとんどが代理援助と思われる。

援助事業では、利用のための要件として現預貯金額が300万円以下という資力基準があるが、具体的な資料を確認することはせず、飽くまで本人の申告を信頼して実施している。被害により療養費等がかかる場合は、現預貯金額が300万円以上でも、そこから療養費等を控除して300万円以下となれば援助対象としている。

援助事業から被害者を支援する弁護士に支払う弁護士費用は、1件につき12万円と実費5,000円となっている。起訴後の申込みの場合は、できる限り国選の被害者参加弁護士を利用してもらうこととして、支払う弁護士費用は6万円とし、仮に被害者参加弁護士が利用できなかった場合はさらに6万円を支払うという仕組みとしている。

従前、基礎報酬を決め、具体的な弁護士の活動の数や内容で追加で弁護士費用を支払う仕組みとしていたが、被害者に対する支援活動は幅広く、どれが核か特定できない、弁護士によっては悪用する者も出てきたため、分かりやすく一律で12万円としている。

2018年度の犯罪被害者法律援助事業による支出は、約1億8,000万円となっている。

- 日弁連の犯罪被害者支援委員会が求めている、国費による被害者支援弁護士

制度の概要

日弁連の犯罪被害者支援委員会では、10年ほど前に国費による被害者支援弁護士制度を作つてほしいという意見書を出し、昨年、再度、同様の意見書を出した。

犯罪被害者支援委員会では、犯罪被害者等保護法の改正により、現在の国選の被害者参加弁護士制度に似通つたような形で、国費による被害者支援弁護士制度が実現できないかと考えている。法テラスが被害者から選定請求を受け、裁判所に候補を指名通知し、裁判所から選定を受ける仕組みである。

国選被害者参加弁護士の報酬は、基礎報酬と追加報酬となつてゐるが、裁判員裁判の対象事件か否か、プラス公判回数で加算する仕組みとなっており、活動内容に応じて、細々加算していない。国費による被害者支援弁護士制度についても、同様に大まかに報酬を算定をする方法が実務に適していると考える。

日弁連の犯罪被害者法律援助事業では、広く被害者や遺族としていたが、国費を投入するに当たり対象事件に絞りをかけ、まずは被害者参加の対象事件とストーカー規制法違反事件を含めて考えられないか。

対象となる弁護士の活動については、日弁連の犯罪被害者法律援助事業で対象となつていたものをそのまま国費負担として欲しい。ただ、被害者の認定が困難な場合も想定され、被害届の提出、告訴の支援を対象とできるかは課題と考えている。もっとも、被害届や告訴が受理されないという問題があり、特に性被害の場合はその問題が大きく、被害届の提出等の支援も国費負担の対象としてもらいたいと考えている。

被害者の認定は、捜査機関がある程度犯罪を認定して裁判所に連絡するという仕組みでなければならないと考えており、犯人が逮捕されていれば分かりやすい。

国選の被害者参加弁護士制度には、その活動内容として示談交渉は入っていないため、示談交渉をする場合、現在は、日弁連の犯罪被害者法律援助事業を並行して利用することになる。この事業に国費を入れる場合、弁護士が示談金等を受け取った場合に成功報酬を受け取ることができるのかも課題だと考えている。

性被害事件の被害者の場合、警察や検察庁を通じるなどして犯人の弁護人から示談の申入れは必ずといつていいほどあり、被害者は、どうしていいのか、示談に応じるとどういう効果があるのか、自分にとってマイナスがあるのか等を考えなければならないが、弁護士がいないまま示談することは、絶対に避けなければならない。今は、本人が弁護士を探し回っている状態であり、裁判所や捜査機関が自動的に弁護士を紹介し、その費用もからないという制度を実現したいと考えている。

ウ 宮下朋子委員から、以下のとおり、日本弁護士連合会における犯罪被害者法律援助事業の利用状況等について説明があった。

都市部はもちろん、一地方の福島県でも利用は増えている。

福島県弁護士会では、法テラスに被害者の方から弁護士に相談したいという話があれば、研修を受けている精通弁護士に紹介があり配点される仕組みとなって

いる。利用例としては、DV事件やわいせつ事件が多数ある。

例えば、準強姦罪の被害者が、被害によってPTSDを発症し、仕事はもとより、警察への告訴状の提出や事情聴取に応じることも難しい状況だったため、日弁連の犯罪被害者法律援助事業を利用し、弁護士が告訴状の提出、事情聴取の付き添い等必要な支援を行ったという事例や、性被害の事件で、捜査段階に加害者側に弁護士がつき、示談交渉の際に金額を抑えた示談金を提案してきた際に、同じく援助事業を利用して適切な示談金を得たという事例もある。

近時、家庭内の事件も多く発生しており、その被害者が、刑事裁判手続にどう関わっていったらいいのか分からぬといふ相談もあり、その際に、弁護士費用の負担なく弁護士に相談ができたり支援を受けられれば、被害者支援が充実するのではないかと考える。

(3) 意見交換

- 犯罪被害者支援について、弁護士会にかなり依存する制度設計がされてきた背景にある考え方を教えていただきたい。自助、共助、公助という分け方でいうと、犯罪被害者にとって、自助というのは難しい。共助と公助のどっちでいくのかという話になる。弁護士会が担っているというのは、共助だと思われる。今回、国費を入れていくことになれば、公助という領域にある、つまり国費を入れていく根拠を求めていくことになる。公助と判断するための前提としての、純粋公共財という性格をかなり持っている部分があるのではないか、排他性と競合性という面から純粋公共財に近いと言えるか、整理をしておきたい。そうすれば、弁護士費用のコストが幾つかの種類がある中で、どこまで、まずは第1段階として国費でやるべきなのかなどの議論を根拠を持ってできるようになると思われる。
- 被害者支援に関わるセクターには、警察、検察、保護観察所、自治体、社会福祉士、臨床心理の専門家、民間のボランティア団体など様々ある。それぞれのセクターがそれぞれの持ち味なり特色なりを生かして様々な関わり方をしている。弁護士しかできないことがあり、弁護士がやった方がいいこと、他の機関でもできること、弁護士がやらない方がいいこと、やってはいけないこともあると思う。他のそれぞれの機関にも同様のことが言える。弁護士しかできないことは当然弁護士がすべきであるが、それ以外の部分に関しては、誰が担うべきなのか、誰が担った方が適切なのか、効果的・効率的なのか、被害者にとってアクセスしやすいのかなど、フラットに考えてみる必要がある。

被害者は、特に被害直後の場合、自分のニーズが何なのかということすら判然としない状態にある。被害者のニーズを分析していくと、必ずしも法的な問題だけでもなく、例えば、話を聞いてもらうだけでも助かる部分は非常に大きい。生活上の問題でいうと、近所の目が気になって買物も行けない、被害に遭っていない子供たちが学校にもなかなか行きづらいなどの問題も生じる。そういう法律問題以外の問題も大きなウエートを占めており、それらを解決するのは一体誰なのか、誰が支援をするのかということもある。

いずれにしても、なるべく早い段階で、支援の手が差し伸べられる、アウトリー

チが大事であり、被害者支援の全般にわたってある程度のスキルを積んだ者が、情報提供やここはこうした方がよいという初期的な対応をし、かつ、その上で他の専門家なり適切な機関の団体、あるいは専門職につないでいくといった仕組みが大事だと思う。こうした支援活動の全体の中で、弁護士の活動がどこに位置付けられるのかが、公費負担はどうあるべきかが議論されるべきではないか。

- 例えば、同行支援や被害者から話を聞くという支援については、内閣府が、DVや性暴力被害に関して非常に充実した制度を整えている。弁護士を含め医師や臨床心理士など様々な人が関わってシステムを構築している。その中で、なぜ弁護士の部分だけが国費とするのかがわかりづらい。犯罪被害者支援の充実は、必要であり、しなければいけないことだとは思うが、縦割り的な形に感じられる。例えば、同行支援を積極的に頑張ってくれているNPOやNGOなど民間ボランティアは、お金がなくてとても困っている。基盤や資格がしっかりしている弁護士による部分に公費負担をする一方、本当に努力して支援をしてくださっているNPOやNGOなど基盤がしっかりしていないだけで、公費負担がないというのは違和感を覚える。弁護士の支援は必要であり、韓国の制度はうまく機能していると聞いているが、こうした例を参考にしつつ、ネットワークを構築し、その中で弁護士を位置付けるに当たり民間との兼ね合いも考慮する必要があるのではないか。
- 被害者は、被害直後から、一体事件がどのようにになって、どういうふうに加害者が裁かれるのかなど全く分からぬ。弁護士の仕事は、加害者の更生や冤罪を防ぐなどをメインとしてきた歴史が長く、被害者支援の歴史は浅いのではないか。そういう経緯から弁護士会の費用から被害者支援のためにお金を出してきたのではないか。
- 弁護士会が被害者支援に目を向け始めたのは、平成3年の「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」での被害者の「被害者が忘れ去られている、置き去りにされている。」という発言の頃である。弁護士は、それまでにも被害者のために、例えば、交通事故案では損害賠償をやっており、告訴などもやっていたが、一つ一つのスポット的なもので、被害者が被害を受けてから、様々な法的な問題にさらされる一連の流れの中でのトータル的な支援をするというのは、余り認識されていなかった。大体2000年辺りから、被害者のために弁護士ができることができるか、被害者はどんなことを望んでいるか、被害者がどんな状態に置かれているのかを、勉強し出した。被害に遭うと、被害者には生活上の困難が生じ、刑事手続にも巻き込まれる。刑事手続では、周りはみんなプロ、警察も検察もプロ、加害者につく弁護士もプロ、裁判所もプロという中で、被害者は証拠という位置付けしかなかったため、自分がしたいことをやっていく権利や立場がなかった。警察の捜査の必要上、話を聞きたいということであれば、呼び出されて長々話を聞かれたり、現場検証行ったりするが説明は余りしてもらえない。検察に行つても同じで、裁判になつたら、裁判がいつ開かれるかなど当然には教えてもらえない。ある日、証人尋問に来てくださいと言われて、証人尋問で話す。しかし、そのときは、聞かれたことを答えるだけで、自分が言いたいことは言えない。プロたちに囲まれた中で権利も弱い。また、権利があるものについても、自分のニーズをプロの人たちに

伝えていくことができない。孤立無援で、知識もノウハウもないまままでいるという状態だった。例えば、弁護士と一緒に警察に行き、警察が理解している状況と誤解があれば、それをほぐし、足りないところを準備するなど支援できる。弁護士が入ることによって実現することも多いと分かってきた。

刑事手続に関与していく際に弁護士をつけるとしてもご本人たちに費用が出せるのか、弁護士側から費用を出してくださいと言えるのかという問題があり、多くが民事事件を受任しつつ、刑事事件については費用を受け取らず相談に乗っていた。そのため弁護士会で弁護士費用の援助の制度をやってきた。他と横並びで、なぜ弁護士だけという取上げ方をすると、仕事でやっており、時間も結構取られる、若い弁護士にも被害者支援をしてもらうときに全部ただでやりなさいというのも大変で、ノウハウを使って責任を持ってやっているので、その費用は国費で負担するべきではないか。

- 現在、犯罪被害者支援については、弁護士会、NPO、内閣府などが共助という形で関わっている。この共助の状態から公助にする部分について、根拠を明確にすることが必要となる。資源配分をやるならばそれが必要ではないか。どこでそれを線引きするかについては、やはり純粋公共財的な性格が強いのであれば、全部を一気にできないとしても順番にやっていくのかを整理する必要がある。
- 現在の日弁連の犯罪被害者法律援助制度の中で、支援弁護士が行っている活動が非常に多様とのことだが、例えば、2018年度、1,625件の中で、どのような活動がどれぐらいされたか、実際に弁護士でなければできないようなことなのかどうかを分析したものがいれば、議論の参考になるのではないか。
- 共助と公助の中間もあり、また、自助、共助、公助の分類の何に該当するかも時代や社会の意識の変化について変わってくると思う。例えば、犯罪被害給付制度は、本来自助としての民事的な賠償がなされない中で、それでも国として放置できないと考え、給付金をお支払いするという公助の制度ができた。その対象範囲や金額も大きく変わってきてている。また、共助と考えられる民間団体の活動に対しても、自治体や国が様々な意味で補助を行い、共助を少し後押ししてあげるということも進められてきている。
- 弁護士による犯罪被害者支援に国費を投入する場合、それにふさわしいだけのサービスを提供できる資源が整ったかどうかという問題もあるのではないか。
- 弁護士会では、被害者支援のための研修を年に1回行ったり、日弁連でも研修を行って被害者支援を担当できる弁護士を養成している。
- 法テラスでは、現在も被害者支援に精通する弁護士の紹介をしており、その精通弁護士の名簿を作成している。その搭載要件として、研修の受講歴や一定の事件の経験などがある。弁護士会では、名簿を作成する過程で研修をしており、新しく入ってくる弁護士向けに定期的に基礎的な研修も行っている。単位会によっては、人的パワーの関係で毎年やるのは大変というところもあり、日弁連でeラーニングを使って無料で犯罪被害者支援の基礎的な知識を学ぶ教材を用意している。